

UPZ外の防護対策について

平成27年3月4日
原子力規制庁1. はじめに

現行の原子力災害対策指針(以下「指針」という。)では、「UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある」としており、その際に講ずべき防護措置として、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」としているが、その具体的な実施方策等については国際的議論の経過を踏まえつつ検討することとしている。

原子力施設からの放射性物質の深刻な漏えいは、炉心の著しい損傷や格納容器の閉じ込め機能の喪失等によって生じ得る。東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえて強化された新規制基準では、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するための対策を要求するとともに、重大事故が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するための対策等を要求している。このうち後者については、個別プラントの評価も含めて抽出された複数の想定される格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止する対策が有効であることを確認することとしている。

原子力災害対策は、このような対策が講じられてもなお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定し、不測の事態にも対処できるよう検討する必要がある。こうした事態に至る緊急時においては、どの程度の規模の漏えいがどのようなタイミングで起こるかを事前に正確に把握することは困難であると認識すべきである。また、大気中に放出された放射性物質の挙動やその影響の範囲は、放射性物質の放出に至る事故の様態、放出後の気象条件、放出された放射性物質の量や核種組成などによって影響を受けるため、緊急時にこれらを的確に捉えて防護措置を講ずべき地点を正確に特定することはできないと認識すべきである。

一方、放出された放射性物質の到達によって、空間放射線量率は急激に上昇し、その後、地表に沈着した一部の放射性物質の影響はあるものの、放射性物質の通過後には短時間のうちに空間放射線量率は減少する(参考2及び参考3参照)。このことから、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握できる緊急時モニタリング体制を整備することにより、放射性物質の到達や流跡の概要を把握することは可能である。しかしながら、防護措置の必要性を判断してから実施するまでに要する時間を考慮すると、空間線量率の急激な上昇を観測してから防護措置を実施しても十分な防護効果を得ることはできないと認識すべきである。

また、重大事故の発生を仮定した場合、放出源からの距離が近い区域では、放出される放射性物質による影響は最も重大なものとなる一方で、その影響は放出源からの距離に応じて減少する。したがって、敷地近傍の区域では緊急時に直ちに防護措置を実施できるよう、あらかじめ手厚い原子力災害対策を用意し、遠方の区域では状況に応じて弾力的な対応をとることができる原子力災害対策を用意することが合理的である。

UPZ外の防護対策の具体的な実施方策等を定めるに当たっては、以上の点に留意しつつ、適切に防護措置を実施できる仕組みを検討する必要がある。

2. UPZ外の防護対策

(1) 国際的な防護対策の考え方

原子力施設の事故において放射性物質の深刻な漏えいが生じた場合には、環境中に放出され、風下方向に移送された放射性物質の影響を回避するために、放出源の周辺地域では放射性物質の放出の前に予防的な緊急防護措置を実施する必要がある。

IAEAの安全基準が示すフレームワークでは、放射性物質の放出の前に施設の状況に基づいて予防的な緊急防護措置を実施し、放出後には緊急時モニタリング結果等の観測可能な指標に基づいて追加的防護措置を講じることを基本としている。一方、プルームに対応するための特別なOILやプルーム通過時の防護措置を目的とした特別な区域の設定など、プルームの通過時のみに重点を置いた考え方は示していない。また、東電福島第一原発事故以降もIAEAの安全基準の更新は順次進められているが、現行のフレームワークに追加して、プルームに対応するための特別な枠組みを新たに設定するとの国際的な動向は見受けられない。(参考4参照)

(2) 我が国の防護対策の考え方

我が国における現行のフレームワークでは、緊急事態区分に応じて放出の前に実施した予防的な緊急防護措置に加えてプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至った場合には、OILに基づく追加的防護措置を講じるまでの間であっても施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて更なる防護措置の実施を判断できることから、こうした事態にも柔軟に対応できる制度的基盤が既に整備されている。従って、現行のフレームワークに追加してプルームに対応するための特別な枠組みを新たに設定する必要はない。

(3) UPZ外における防護措置の実実施方策

重点区域内では原子力施設から放射性物質が放出される前に施設の状況に基づき予防的な緊急防護措置として避難又は屋内退避が実施されることから、相当程度の規模の放射性物質が放出された場合は、この予防的な緊急防護措置によって放出された放射性物質の影響を回避することができる。しかしながら、仮にこれを超える大規模な放出があった場合には、重点区域外においても放出された放射性物質の影響を回避するための予防的

な緊急防護措置として屋内退避の実施が必要となると考えられる¹。このような場合には、現行のフレームワークに基づき、施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、屋内退避の指示をUPZ外の一定の範囲に拡張して対応することとなる。

この際、可能な限り早期に防護措置を実施するためには、敷地内や敷地境界で観測される空間放射線量率の変化など放出源に近い施設側の状況変化に基づき防護範囲を判断することが最適である。この場合には放出された放射性物質が流跡線上で受ける気象の影響をその発生時点で正確に予測することは不可能であり、重点区域外に拡張される屋内退避の実施範囲は予防的に同心円を基礎として行政区域単位等の実効的な範囲で設定するべきである。

他方、国及び関係地方公共団体におけるこれまでの取組状況を踏まえると、緊急事態区分に基づきPAZ内から放出の前に避難する住民等のために臨時に開設される避難所や救護所等の応急対策拠点は、避難行動に係る住民の身体的負担等を考慮して重点区域外の境界周辺地域等に計画されており、重点区域外に拡張された防護範囲の全面で屋内退避の指示を長期間継続すると、これらの拠点を中心とした応急対策活動に過度な遅滞が生じるおそれがある。原子力災害時の総合的な応急対策としては、放射性物質の放出源に近く、より重大な放射線影響を受けるおそれがあるPAZ内の住民等の迅速な避難やその安全の確保、重点区域内で救助を待つ負傷者等への対応も勘案する必要がある。

このため、重点区域外に拡張された防護範囲で実施される屋内退避は、放出された放射性物質が当該範囲内を通過するときに受ける影響を回避するために臨時に実施される緊急防護措置であることを踏まえて、緊急時モニタリング結果等により放射性物質が当該範囲外へ通過したと判断されたときは、速やかにこの屋内退避の指示を解除することが合理的である。

放出された放射性物質は気象の影響を受けながら風下方向へ移送され、その流跡の概要は緊急時モニタリングによって観測することができる。原子力規制委員会が屋内退避の指示の解除の判断を円滑かつ迅速に行うことができるよう、重点区域内の地方公共団体

¹ 東電福島第一原発事故の際に発生したようなブルームの場合には、ブルーム通過時の防護措置としては、ブルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規規制基準で要求しているフィルター付バント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてブルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、ブルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。ブルームが比較的短時間で通過することやブルームによる住民の無用な汚染を防止する観点も考慮すると、ブルーム通過時の防護措置としては、内部被ばくと外部被ばくの両方を回避でき且つ容易に実施できる屋内退避が最も実効的であると考えられる。

はあらかじめ放射線状況を時間的・空間的に連続して把握するためのモニタリング体制を整備しておく必要がある。なお、重点区域外の地方公共団体は、屋内退避の指示を住民等に対して確実に伝達するため、様々な災害に共通する対策の一つである防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用する。

3. 防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリング

(1) 重点区域内におけるOIL1及びOIL2の判断

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され移送されると、その一部が降雨雪等の影響によって地表に沈着することにより、局所的な範囲でOILの基準値を超えた空間放射線量率が継続的に観測される場合がある。OIL1及びOIL2は、このような地表に沈着した放射性物質による空間放射線量率に基づいて判断される基準である。

OIL1は緊急防護措置の実施を判断するための基準であり、いち早く、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等を行う必要がある。このため、これに基づく緊急防護措置を実施する範囲は数時間程度以内に特定される必要がある。ただし、短時間のうちにプルーム通過時の空間線量率の一時的な急上昇の影響を除いて沈着核種による影響だけを厳密に捉えることは現状においては困難であることから、緊急時モニタリングにより得られる空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えたときに緊急防護措置の実施が必要であると判断することが実効的である。これにより緊急防護措置の実施が必要であると判断される区域は、プルーム通過時に観測される空間放射線量率の一時的な急上昇の影響が加味されるため、沈着核種による影響のみに基づいて判断されるべき本来の区域よりも広い範囲に及ぶと考えられる。

OIL2は、早期防護措置の実施を判断するための基準であり、地表に沈着した放射性物質による影響はOIL1と比べて相当程度低いものである。このため、OIL2の基準値に達した場合、この基準に該当する区域外への一時移転を1週間程度以内に行うことが適当である。この早期防護措置の実施範囲の特定については、1日程度以内に特定される必要があり、OIL1よりも可能な限り沈着核種による影響だけを捉える観点から、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られる空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)で判断することが実効的である。これにより、プルーム通過時の一時的な急上昇の影響を可能な限り除外した空間放射線量率に基づいて判断することができる。

(2) 緊急時モニタリング体制の整備

上記の判断を適切に実施するため、重点区域内にある地方公共団体は、当該区域内で時間的・空間的に連続して空間放射線量率を測定できるよう、社会環境や自然環境など地域の実情を考慮しつつ、降雨に関与する対流雲の水平方向の大きさや東電福島第

一原発事故の実態を踏まえてきめ細かな緊急時モニタリング体制を整備する必要がある。

このような地方公共団体の取り組みに対して、国は十分な技術的及び財政的支援を行う。また、原子力事業者はこの取り組みに対して積極的に協力することが望まれる。

また、緊急時モニタリングは、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合には、重点区域外においても広域で実施することが必要となる。このため、国は、重点区域外について走行サーベイや航空機モニタリング等を必要に応じて実施して速やかに空間放射線量率を測定することができる体制をあらかじめ用意する必要がある。また、原子力事業者は緊急時モニタリングセンターが行う重点区域外の測定にも積極的に協力することが望まれる。

重点区域外におけるOIL2に基づく追加的な防護措置の必要性については、施設の状況等を踏まえつつ、UPZ外で屋内退避を実施した範囲をプルームが通過したときから概ね1日が経過した以降に走行サーベイや航空機モニタリング等によって得られた測定値によって判断することが適当である。

(参考1)第10回の検討チーム会合において確認された事項

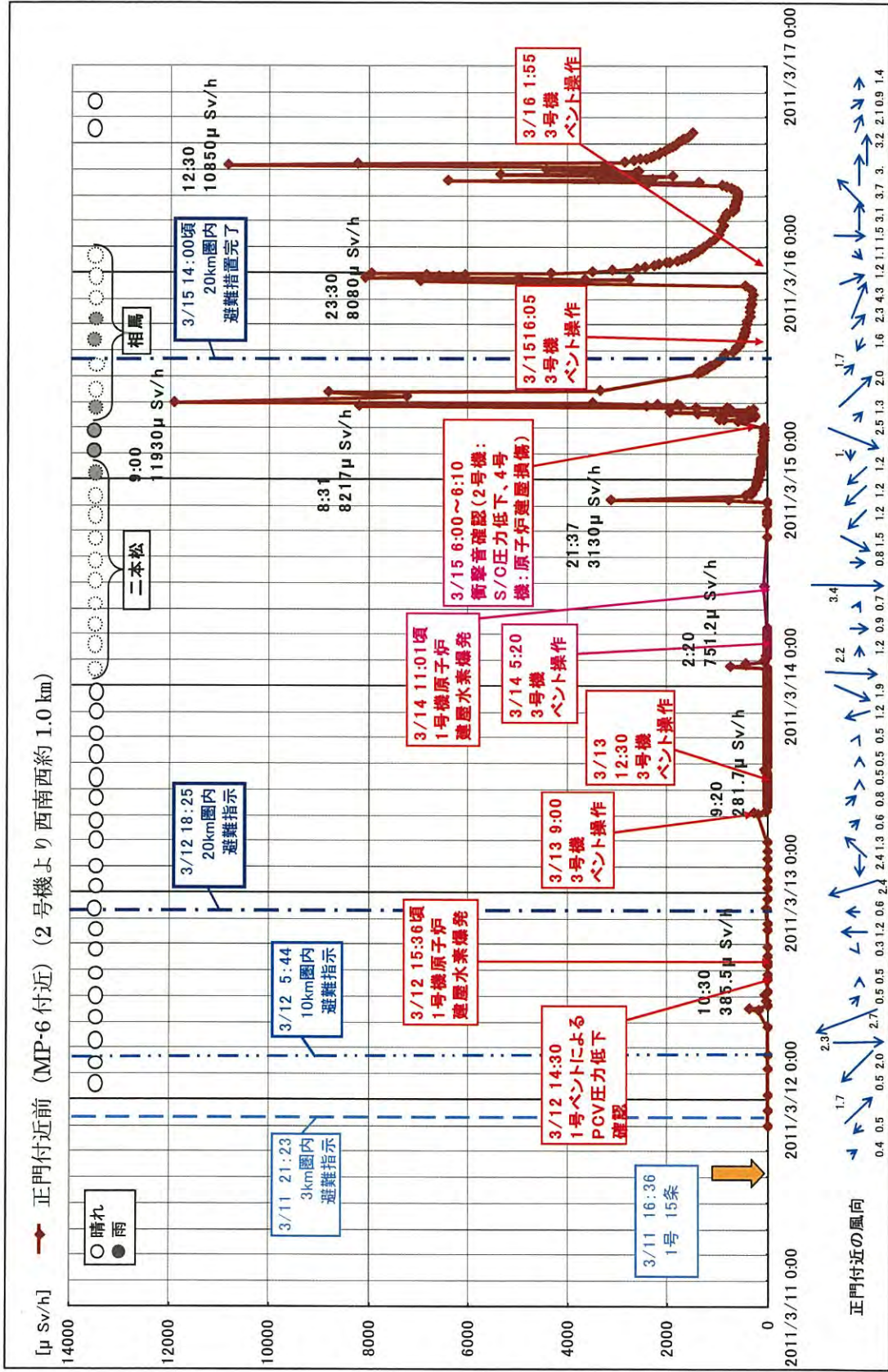
- 東電福島第一原発事故の際に発生したようなプルームの場合には、プルーム通過時の防護措置としては、プルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規規制基準で要求しているフィルター付ベント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。プルームが比較的短時間で通過することやプルームによる住民の無用な汚染を防止する観点も考慮すると、プルーム通過時の防護措置としては、内部被ばくと外部被ばくの両方を回避でき且つ容易に実施できる屋内退避が最も実効的であると考えられる。
- 原子力施設から深刻な漏えいが生じた場合やそのおそれがある場合には、プラント状態の推移、排気筒モニタや敷地内のモニタリングポスト等で観測される空間放射線量率の急激な上昇など、施設側の状況の急激な変化によってその兆候を把握できるほか、敷地外での緊急時モニタリング結果によっても把握することができる。実際に、東電福島第一原発事故においては、放射性物質の放出の前又は直後に格納容器内の圧力低下や敷地内及び敷地周辺における空間放射線量率の急激な上昇が観測されている。施設の大規模な損壊に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が施設の状況や空間放射線量率のモニタリング値を踏まえて直ちに防護措置の実施の必要性を判断するべきである。
- 重点区域内では、放射性物質が放出される前に予防的な緊急防護措置として避難又は屋内退避を実施していることから、プルームの通過に備えて追加的に屋内退避の指示が必要となるのは重点区域外の範囲となる。この範囲は、IAEAの安全基準が示すフレームワークに基づき、プルーム通過時に受ける予測線量が包括的判断基準を上回る範囲と考えることができる。一方、プルームの挙動やその影響の範囲は、事故の規模や放出後の気象条件、放出された放射性物質の核種組成など様々な要因によって影響を受けることから、プルーム通過時の防護措置を実施する範囲をあらかじめ特定の範囲に限定することは合理的でなく、プルームが発生した際の施設の状況や敷地境界付近のモニタリング結果、気象条件等を踏まえて、事態に応じた防護範囲が柔軟に設定されるべきである。また、範囲を設定する際、プルームが流跡線上で受ける気象の影響をプルームの発生時点で正確に予測することは不可能であることから、

重点区域外で屋内退避を講じる範囲については、原子力規制委員会が予防的に重点区域外周辺の自治体単位で同心円的に設定すべきである。

- 国及び関係地方公共団体におけるこれまでの取組状況を踏まえると、防災計画、EALに基づきPAZ内から放出の前に避難する住民等のために臨時に開設される避難所や救護所等の応急対策拠点は、避難行動に係る住民の身体的負担等を考慮して重点区域外の境界周辺地域に計画されており、重点区域外において追加的に実施する屋内退避の範囲を過度に広く設定すると、これらの拠点に係る応急対策に支障が生じるおそれがある。原子力災害時の総合的な応急対策としては、放射性物質の放出源に近く、より重大な放射線影響を受けるおそれがある施設近傍の住民等の迅速な避難やその際の安全の確保、重点区域内で救助を待つ負傷者等への対応も勘案する必要がある。このため、プルーム通過時の追加的な屋内退避としては、まず、施設側の状況変化や敷地境界付近のモニタリング結果に応じて臨機に設定される重点区域外の自治体において追加的に実施した上で、その後、緊急時モニタリング結果を踏まえて速やかにプルームの通過状況を把握し、プルームの影響下でないことが確認され次第直ちに追加的に実施した屋内退避を解除すべきである。

(参考2) 東京電力福島第一原子力発電所 (正門付近前) モニタリンググラフ

図1-6 東京電力福島第一原子力発電所モニタリンググラフ



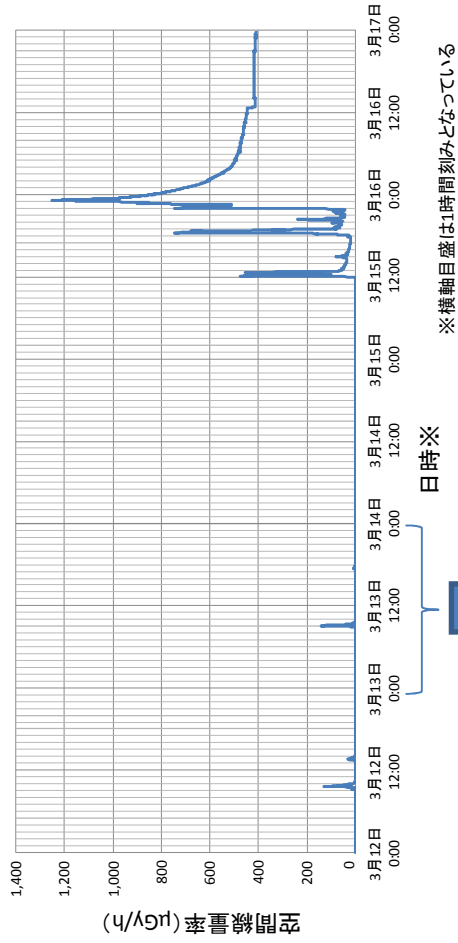
*モニタリングデータ・プラント状況は「国際原子力機関に対する日本政府の追加報告書- 東京電力福島原子力発電所の事故について - (第2報) (平成23年9月 原子力災害対策本部)」の福島第一原子力発電所モニタリングカーによる線量率の測定結果、正門付近の風向は東京電力株式会社発表資料をもとに記載

「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ (一平成24年3月22日)

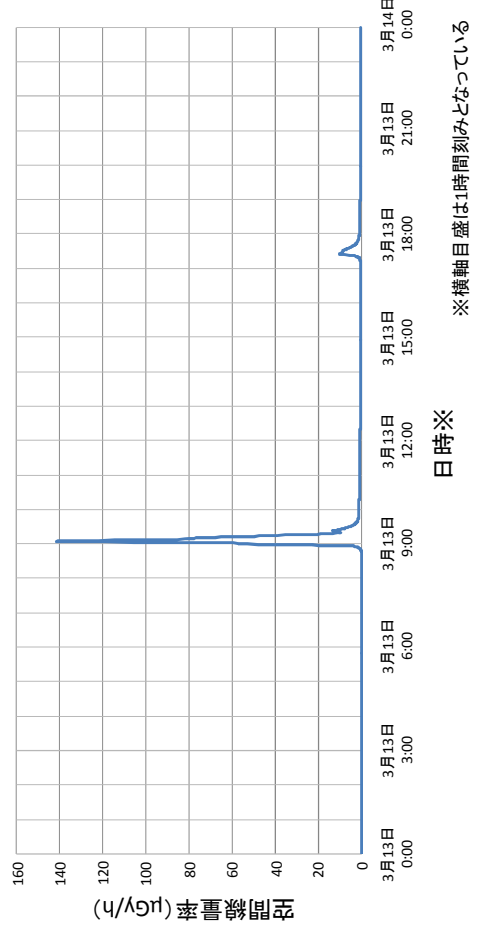
原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ) 資料より抜粋

(参考3) モニタリングポスト(双葉町山田局)における空間放射線量率

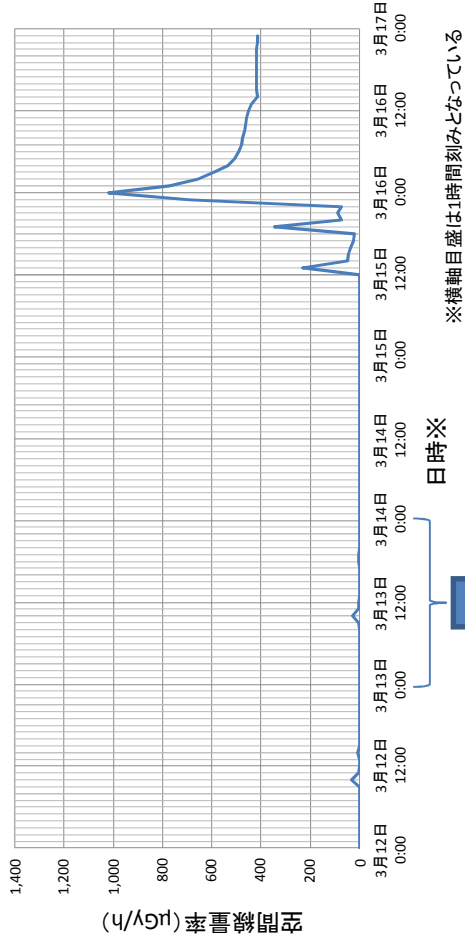
平成23年3月12日～16日の空間放射線量率の変化(20秒値)



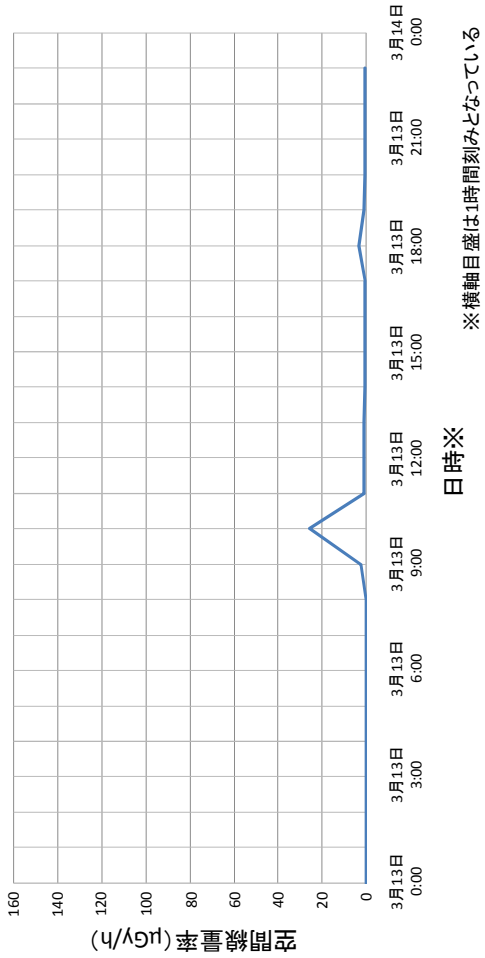
平成23年3月13日の空間放射線量率の変化(20秒値)



平成23年3月12日～16日の空間放射線量率の変化(1時間値)



平成23年3月13日の空間放射線量率の変化(1時間値)

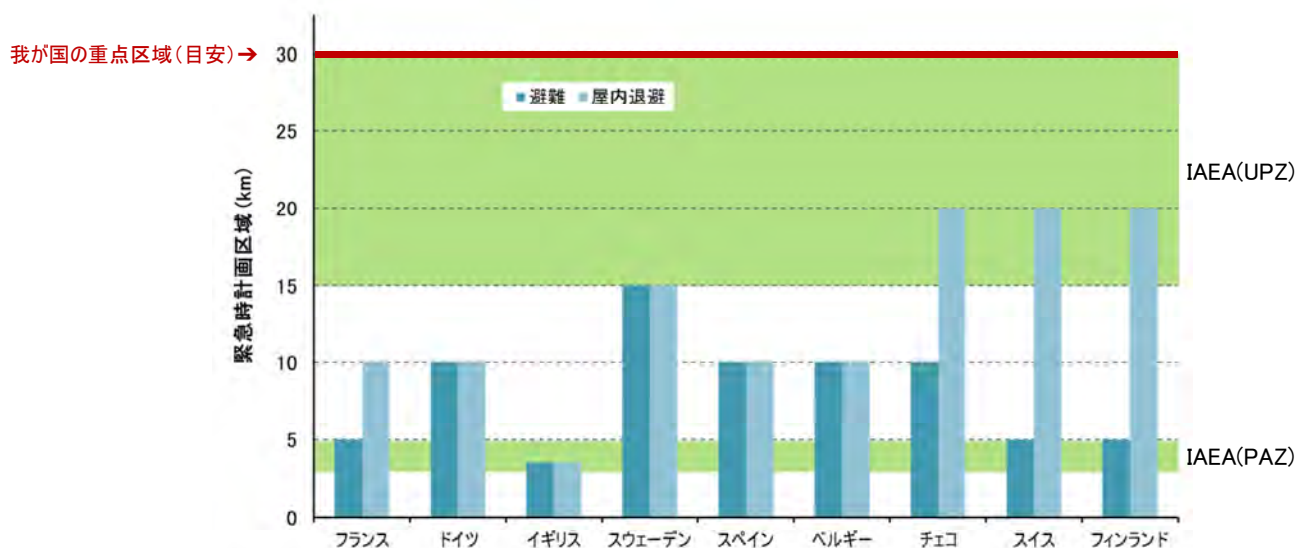


福島県が公開しているモニタリングポストの測定値を元に原子力規制庁が作成

(参考4)

諸外国の緊急時計画区域(EPZ)について

- (1) 欧州委員会エネルギー総局による最近の調査報告(ENER/D1/2012-474)によると、商業用原子力発電所を有する主な加盟国のEPZは以下のとおりとなっている。同報告では、各国で異なっているEPZの範囲や防護措置基準は緊急時対応に関する公衆の誤解の根源となっているとして、これを調和させるための取り組みが必要であるとしている。



- (2) 米国では、2012年2月、NRCに対して、現行の10マイルEPZを25マイルに拡大すること等を求める請願(PRM-50-104)があったが、NRCはこれを否決した。請願者は、東電福島第一原発事故により、現行のEPZを超えて防護措置が必要となる可能性が高いことが明らかとなったとし、EPZを拡大するための規則制定等を求めたが、NRCは、現行のEPZは防護措置の範囲を拡張する必要がある事態に至った場合には予め定めた距離(EPZ)の外側まで応急対策を拡張することができる包括的なフレームワークを与えているとして、これを否定した。さらに、NRCは、東電福島第一原発事故の際の日本政府の対応は、事態の進展に応じて防護措置を拡張するという米国の戦略にも合致しているとして、同事故がEPZ拡大の根拠であるとした請願者の主張を否定した。

原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則 の改正案に対する意見募集の結果について

平成 27 年 4 月 22 日
原 子 力 規 制 庁

今般、原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則の改正案について意見募集を行ったところ、その結果は以下のとおり。

1. 概要

- 期 間：平成 27 年 3 月 5 日から 4 月 3 日（30 日間）
対 象：原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則
の改正案
方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブ
サイト、郵送、F A X
応募数：806 件

2. 意見募集の結果

- 意見募集の結果、平成 26 年度第 60 回原子力規制委員会資料 1 でお示しした原子力災害対策指針の改正案について、記載内容の明確化や整合性の確保等のための技術的修正を加える必要がある（別紙 1 の赤字部分）。
- 上記のほか、今般の改正内容についての主な意見及びこれに対する考え方を別紙 2 のとおりとりまとめた。なお、今般の意見募集を通じて寄せられた全ての意見は別紙 3 のとおり。
- 以上を踏まえ、別紙 1 のとおり原子力災害対策指針を改正し、別紙 4 のとおり関係する原子力規制委員会規則を改正することとしたい。

3. 今後の予定等

- 原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 3 項の規定による公表は、来月中を目途に官報に掲載してするものとしたい。併せて、原子力規制委員会ウェブサイトにも掲載することとしたい。

一. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設に係る原子力災害対策に関すること

――①. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所のリスクは低減されていないのではないか。また、当該特定原子力施設についても、他の実用発電用原子炉施設と同様、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷地外に放出される新たな緊急事態の発生があり得るとして対策すべきではないか。

(考え方)

- 「東京電力株式会社『福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画』の審査について」（平成25年8月14日原子力規制委員会）に示しているとおりに、原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の現状について、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認しています。
- また、当該特定原子力施設は、1～3号炉の燃料デブリや施設内の使用済燃料の崩壊熱の低下等により、運転中や運転停止直後の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷地外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を同発電所の現状を踏まえて合理的に想定した場合における周辺住民が受ける放射線の影響は他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものと考えています。
- こうした当該特定原子力施設の現状や周辺環境の実態を踏まえ、今般、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策をとりまとめたものです。

――②. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の現状から考えると通報基準を緩和するのは不適當ではないか。

(考え方)

- 通報基準に基づく通報は、防護措置の準備やその実施等の判断に直結します。防護措置の実施にもリスクが伴うため、これを過剰に発動させることは避ける必要があります。このため、対象となる原子力施設の現況に見合った適切な通報基準とすることが重要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所1～4号炉については、これまで通常の沸騰水型軽水炉の基準を適用してきました。しかし、今後、再稼働する可能性がないことから、稼働等に伴う基準は削除しました。
- 使用済燃料貯蔵槽（以下、「使用済燃料プール」という。）（共用プールも含

む。)に係る基準については、1～3号炉の使用済燃料プール及び共用プールに使用済燃料が存在していること、今後稼働に伴い原子炉から取り出される使用済燃料の貯蔵の予定がないこと等を鑑み通報基準を設定しました。

- なお、1～4号炉使用済燃料プール（共用プールも含む。）から、使用済燃料がすべて搬出された場合は、指針表2の6.の基準が適用されます。
- 同発電所5・6号炉については、停止中の他の沸騰水型軽水炉と概ね同じ状態であることから、従来どおりの基準を適用します。
- また、同発電所の敷地境界のモニタリングポストは、バックグラウンドの放射線量の影響により、他の原子力施設よりも高い値を観測しています。このため、他の原子力施設に比較して過度に早い段階で通報基準に至る可能性があります。このような事態とならないよう同発電所全号炉共通の通報基準を見直し、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』としたものです。
- このほか、今後の廃炉行程において様々な状況が起こる可能性があります。万が一、住民防護措置が必要な状況となった場合、事業者が柔軟に判断し、通報すべき基準も設けています。
- 原子力規制委員会としても、同発電所に原子力規制庁の保安検査官を24時間常駐させ、同発電所の状況について確認を行っており、必要に応じて保安検査官が入手した情報等を勘案し、EALに係る判断を行います。

――③.「3ヶ月間」の定義は何か。また、原子力規制委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所敷地境界付近の放射線量を年1ミリシーベルト以下にまで下げることが求めており、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』の通報基準と矛盾するのではないか。

（考え方）

- 『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）』とは、当該日の三か月前から前日までの放射線量の検出値の総和をその総件数で除した値を示します。例えば、4月22日時点であれば、1月22日から4月21日までの放射線量の検出値の総和をその総件数で除した値となります。
- なお、敷地付近の実効線量（評価値）を年間1ミリシーベルト未満に下げることが求めている評価の対象は、発災以降の廃炉作業等に伴い発生する、敷地内の汚染水タンクや瓦礫から放出される放射線及び原子炉建屋等から放出される気体や適切な管理のもと海洋に放出される液体に含まれる放射性物質であり、事故時に放出された環境中に残存している放射性物質や事故故障等により漏えいした放射性物質は対象としていません。このため、同発電

所における新たな緊急事態を判断する基準として、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』として定めたものとは評価の対象が異なります。

――④. オンサイトの情報を迅速かつ正確に関係機関に通報・連絡する体制を構築すべき。

（考え方）

- 原子力施設における安全確保の一義的責任は事業者にあり、緊急事態区分の判断や関係機関への通報・連絡についても、事業者が責任を持って行うべきものです。
- 原子力規制委員会としては、原子力災害時には、「防災基本計画」及び「原子力災害対策マニュアル」に基づき、職員を当該原子力事業所敷地内の緊急時対策所等に派遣し、当該原子力事業所の状況や事業者による事故制圧に向けた活動の実施状況等について情報収集を行うとともに、緊急時対策支援システム（ERSS）を用いて、プラントのパラメータをリアルタイムで入手し、それらの情報をテレビ会議システム等を通じて、官邸や緊急時対応センター等の各拠点と共有することとしています。
- なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所においては、同発電所の免震重要棟において原子力規制庁職員が24時間常駐し、施設の状況について確認を行っています。

二. UPZ外における防護措置の実の方策に関すること

二―①. 「原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する」とあるが、UPZ外で屋内退避を実施する場合の具体的基準を示すべき。IAEAの基準では、EALやOILなどの具体的基準を定めるよう求めているのではないか。

（考え方）

- UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する必要性を原子力規制委員会が判断するのは、格納容器圧力や敷地境界の空間線量率の急上昇といった、格納容器の閉じ込め機能の甚大な喪失又はそのおそれがある場合です。
- 東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえて強化された新規制基準では、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するための対策を要求するとともに、重大事故が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するための対策等を要求しています。このうち

後者については、個別プラントの評価も含めて抽出された複数の想定される格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止する対策が有効であることを確認することとしています。

- 他方、原子力災害対策を考える上では、このような対策が講じられてもなお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定して、その際の緊急時対応の在り方を予め定めておく必要があります。この際には、格納容器の閉じ込め機能の甚大な喪失につながるどのような事象が起こるのかを予め限定することは合理的ではありません。このため、専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する必要性を判断することとしています。
- なお、IAEAの安全基準では、プルームに関するOILを定めていませんが、その理由として、緊急時モニタリング結果が得られるときには既に大規模放出が終了していること、時宜を得て環境試料の入手や分析を行うことは困難であること、プルーム中の放射性物質の濃度は時間や場所によって大きく異なること、この種のOILは放出されるプルームの性状に大きく依存するため、全ての放出に適用できるOILを設定することは極めて困難であること等を指摘しています。EALについては、現行の指針において「原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること」が既に規定されており、これに基づき、原子力事業者は各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALを設定し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出なければならないこととされています。

二一②. 空間線量率を測定してから屋内退避の実施を指示しても、実際に屋内退避を実施するまでの時間を考慮すると、住民を屋内退避させることは困難ではないか。

(考え方)

- UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する必要性を判断するのは、格納容器圧力や敷地境界の空間線量率の急上昇といった、格納容器の閉じ込め機能の甚大な喪失又はそのおそれがある場合です。専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する必要性を判断することとしています。したがって、必ずしも放射性物質の大量放出を待って屋内退避の実施を指示するのではなく、施設の状況やオンサイトでの応急対策の実施状況などを踏まえて、格納容器の閉じ込め機能の甚大な喪失に至るおそれがある場合には屋内退避の実施を指

示することとなります。

- また、これに加えて、現行の指針においても、「異常事態の内容等を定期的に繰り返し住民等に対して伝達する」とともに、「UPZ外においては、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない」旨を規定しており、プラントの状況に応じて屋内退避の注意喚起を行うこととなります。
- なお、地方公共団体は、様々な災害に共通する対策の一つである防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用して、屋内退避の注意喚起や屋内退避の指示を住民等に対して行うこととなります。

二-③. 「原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する」とあるが、UPZ外で屋内退避を実施する場合の具体的範囲を示すべき。

(考え方)

- 東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえて強化された新規規制基準では、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するための対策を要求するとともに、重大事故が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するための対策等を要求しています。このうち後者については、個別プラントの評価も含めて抽出された複数の想定される格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外に放出されることを防止する対策が有効であることを確認することとしています。
- 他方、原子力災害対策を考える上では、このような対策が講じられてもなお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定して、その際の緊急時対応の在り方を予め定めておく必要があります。この際には、どの程度の規模の漏えいがどのようなタイミングで起こるかを予め限定することは合理的ではありません。このため、専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしています。
- 具体的には、放出された放射性物質の挙動やその影響の範囲は放出後の気象条件によって影響を受けるため、原子力規制委員会がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮

して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示します。

二④. U P Z外における防護措置として、屋内退避だけでなく安定ヨウ素剤も必要ではないか。また、一時移転等も規定するべきではないか。

(考え方)

- 原子力規制委員会では、東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえて世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定し、その適合性を厳格に審査していますが、仮に、東電福島第一原発事故に匹敵する規模の重大事故を想定したとしても、U P Z外においては、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できると考えています。放射性物質が大量に放出され、U P Z外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、施設の状態等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することが基本です。
- 安定ヨウ素剤は、服用のタイミングによってその効果が大きく異なりますが、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えません。
- このため、今回の原子力災害対策指針の改定では、U P Z外におけるプルーム通過時の防護措置として、安定ヨウ素剤の服用を求めておらず、U P Z外の地方公共団体がそのために安定ヨウ素剤を備蓄する必要はありません。
- また、プルームの通過後には緊急時モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて更なる防護措置を講じることとなりますが、その判断基準（O I L）等は東電福島第一原発事故の実態等を踏まえて既に指針に規定されています。

二⑤. U P Z外の地方公共団体であってもU P Z内の地方公共団体と同様な対策が必要な場合もある。U P Z外の地方公共団体においても一定の事前対策が必要ではないか。原子力災害時にどのような役割を担うべきか明示すべき。

(考え方)

- 現行の指針において、U P Zは、「地方公共団体が地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際に、概ね30キロメートルをひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定する」とされています。すなわち、これらの地域の実情等を勘案して、概ね30キロメートルを超える地方公共団体であってもU P Zとして原子力災害に特有な対策を講じる必要がある場合には、地域防災計画

(原子力災害対策編)を策定するとともに同計画においてUPZを設定して当該地域の実情等に応じた原子力災害対策を講じることとなります。その際、現行の指針に規定しているとおり、「施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく」必要があります。

- UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、施設の状態等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することが基本です。このような場合には、UPZ外の地方公共団体は、様々な災害に共通する対策の一つである防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用して、屋内退避の指示を住民等に対して伝達することとなります。
- プルームの通過後には緊急時モニタリング結果を踏まえ必要に応じて更なる防護措置を講じることとなりますが、その判断基準(OIL)等は東電福島第一原発事故の実態等を踏まえて既に指針に規定されています。
- 原子力規制委員会では、東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえて世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定し、その適合性を厳格に審査していますが、仮に、東電福島第一原発事故に匹敵する規模の重大事故を想定したとしても、UPZ外において一時移転等の追加的防護措置を実施するまでには原子力災害対策本部及び関係機関等が協力して必要な応急対策を用意する十分な時間的余裕があると考えています。
- なお、UPZ内外の地方公共団体が原子力災害時に担うべき役割等については、現行の指針の表1に既に例示されています。

二一⑥. OIL2に基づく早期防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方について、「空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られる空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)で判断する」としたのはなぜか。

(考え方)

- 平成26年度第60回原子力規制委員会資料1別添2の参考2及び参考3に示されているように、空間放射線量率を測定するモニタリングポストの指示値は、プルームが到達した際に急激に上昇し、通過後には急激に減少することから、これによりプルームの到達や通過を判断することができます。
- OIL2は、OIL1と同様に、プルームの通過後に地表に沈着した放射性物質による空間放射線量率を基礎として判断される早期防護措置の基準です。OIL2に基づく早期防護措置は、まずプルーム通過時の影響を屋内退避によって回避した上で、プルーム通過時に受ける影響が十分低減された後

に実施する必要があります。

- 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率の指示値がO I L 2の基準値を超えたからと言って直ちに屋内退避をやめ、一時移転のために屋外で行動すると、却ってプルームからの影響を受けるおそれがあります。
- 現行の指針に規定しているとおりに、O I L 2に基づく早期防護措置は1日以内を目途にその実施区域を特定する必要があることから、こうしたプルームの通過に伴う防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方を検討した結果、緊急時モニタリングにより得られる空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）で判断することとしたものです。

二一⑦. 指針図1から暫定飲食物摂取制限の記載を削除したのは何故か。

（考え方）

- 現行の指針図1（防護措置実施のフローの例）では、緊急時モニタリング結果を踏まえてO I L 2超となった場合には暫定飲食物摂取制限を行うと解される記載となっておりますが、現行の指針表3にあるとおり、O I L 2に基づく防護措置としては一時移転とともに地域生産物の摂取制限が実施されることとなることから、これらの記載内容の整合性を確保するため、暫定飲食物摂取制限の記載を削除することとしたものです。
- 一方、ご意見を踏まえ、図1において、O I L 2に基づく防護措置として一時移転とともに地域生産物の摂取制限が実施される旨の記載を追記する修正を行うこととしました。

二一⑧. U P Z外の緊急時モニタリングは、国が走行サーベイや航空機モニタリング等を必要に応じて実施するとしているが、これをどのように実施するのか具体的に示して欲しい。また、U P Z外においてO I Lに基づく追加的な防護措置を実施する範囲をどのように判断するのか明確化すべきではないか。

（考え方）

- 今般の改正案では、施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合にはU P Z外においても広域で緊急時モニタリングを実施することが必要となることから、この際の緊急時モニタリングの在り方や、緊急時モニタリング結果の集約、公表の在り方等に関する基本的考え方を取りまとめたところです。
- 具体的には、U P Z外の緊急時モニタリングは、国が主体となって、原子力事業者と協力してモニタリングカーによる走行サーベイを行うほか、災害対

策基本法の指定公共機関である日本原子力研究開発機構とも連携しつつ航空機モニタリングを行う等、迅速かつ機動的に緊急時モニタリングを実施することとしたものです。今後、指針の改定内容を踏まえ、原子力規制庁において原子力災害対策指針補足参考資料等に必要な修正を加え、その記載内容の更なる充実・具体化を図ることとしています。

- なお、O I Lに基づく追加的な防護措置を実施する地域の特定は、緊急時モニタリング結果に基づいて判断することになるのは、U P Z外においても同様です。

三. S P E E D I等の予測的手法に関すること

三-①. 住民の避難を実施する上で、避難行動中の被ばくの危険を予想しておく必要がある。S P E E D Iによる予測結果は、避難実施のタイミングや避難先・避難ルート決定に有効ではないか。また、緊急時モニタリング計画の策定においても、気象予測や拡散予測を利用する必要があるのではないか。

(考え方)

- 放射性物質の放出に至るおそれがある緊急時には、施設の状態を踏まえて放射性物質の放出の前にP A Zにおいては避難、U P Zにおいては屋内退避を実施し、これらの予防的な緊急防護措置によってプルーム通過時の影響を回避します。また、プルーム通過後に避難等の追加的な防護措置を実施するに当たっては、当該避難等の際に再びプルームが到来することを回避するとともに、移動中に受ける沈着核種からの影響を可能な限り低減するため、施設の状態や応急対策の実施状況、周辺地域の空間線量率等を踏まえて、適切なタイミングで、適切な移動経路や移動先が検討される必要があります。
- 予測手法やその精度如何にかかわらず、施設の状態に基づいて予測される放出源情報や気象予測をもとに拡散予測を行い、その結果を踏まえて防護措置の実施を判断する場合と比べて、施設の状態等に基づく判断の方が、より迅速かつ的確に防護措置を実施することができます。
- また、上記の考え方は、国際原子力機関（I A E A）が定める最新の安全基準にも整合するものであり、国際的に広く受け入れられ確立された考え方となっています。また、こうした考え方に基づけば、防護措置の実施に当たりS P E E D I等の予測的手法を活用する必要がありません。換言すれば、これによってあらゆる計算的手法の有効性やその利活用を否定しようとするものではありません。
- 実際に、例えば緊急時対応の計画段階において施設からの距離に応じた防護措置を検討するに当たってO S C A A R等の拡散シミュレーションの結果を参考としたり、あるいは東電福島第一原発事故の状況をその当時の気象や

緊急時モニタリング結果をもとに逆推定するなど、緊急時における防護措置の判断ではない場面では有効な研究・検証ツールの1つとなり得ると考えています。

- ご指摘の「緊急時モニタリング計画の策定において気象予測や拡散予測を利用する」とは、具体的にどのような予測結果をどのように利用するのか定かではなく、一概にお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、緊急時モニタリング体制については、現行の指針にも規定しているとおり、時間的・空間的に連続した空間放射線量率を測定できるよう、UPZ内の地方公共団体は、社会環境や自然環境など地域の実情を考慮しつつ、きめ細かな緊急時モニタリング体制を整備する必要があると考えています。また、国としても、こうした関係地方公共団体の取組に対する技術的財政的支援に引き続き努めて参ります。

三②. 緊急時モニタリングを十分に実施できない場合の代替措置、モニタリング結果の共有先及び分かりやすい公表の方法等について、より明確化すべきではないか。

(考え方)

- 緊急時モニタリングを十分に実施できない場合の代替措置については、原子力災害対策指針補足参考資料において、代替機の設置や修理等の必要な対応をとることを求めており、地域の状況に応じた対応について緊急時モニタリング計画に記載する等、平時から準備しておくことが必要です。
- 緊急時モニタリング結果の共有先については、原子力災害対策マニュアルの規定等に基づき、原子力災害対策本部、原子力災害対策現地対策本部、ERC、緊急時モニタリングセンター、重点区域内の道府県及び市町村となります。
- 緊急時モニタリング結果の集約、共有及び公表については、これを円滑に行うためのシステムを平成27年6月を目途に試験運用を開始するとともに、防災訓練等における活用結果等を踏まえて、継続的に改善を図ってまいります。

三③. 緊急時モニタリングセンターの設置場所や機能についてより明確化すべきではないか。

(考え方)

- 緊急時モニタリングセンターの設置場所や機能については、「緊急時モニタリングセンター設置要領」（平成26年第34回原子力規制委員会報告）において具体的な考え方をお示ししています。

- 今般、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部との連携を緊密に行うことを目的として、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集を行う機能を原則としてオフサイトセンター内に整備することとしたものです。

四. 御意見を踏まえた修正

- 以下の御意見については、その趣旨を踏まえ、別紙1のとおり修正しました。
(別紙1-10頁:表1)

- ・ 表1中、施設敷地緊急事態について「(原災法10条の通報すべき基準を採用。)」としているが、原災法第10条の通報事象には、全面緊急事態に該当する事象の一部が含まれている。つまり、原災法施行令第4条第4項に掲げる各号のうち、6号は原子力緊急事態に相当する。従って、「(原災法10条の通報すべき基準を採用。但し、原子力緊急事態に該当するものを除く。)」と、除外の文言を追記すべきではないか。
- ・ 表1中、全面緊急事態においてUPZ外の地方公共団体が採ることを想定される措置等として、「安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)」が記載されているが、この記載は不要ではないか。

(別紙1-12頁:図1)

- ・ 図1中、PAZにおける緊急時モニタリングの記載は残すべきではないか。
(別紙1-44頁:「③緊急時モニタリングセンター」)
- ・ 「③緊急時モニタリングセンター」中、緊急時モニタリングセンターの設置場所について、「原則として」のかかる部分が不明瞭であるため、「原則としてオフサイトセンターに」とすべきではないか。

(別紙1-48頁:「(iii)事前配布以外の配布方法」)

- ・ 「PAZ外」との記載があるが、UPZ外も含まれるのかどうか定かではないため、UPZ内までを指すのであれば記載を修正すべき。

(別紙1-54頁:「④緊急時モニタリングの結果」)

- ・ 国による緊急時モニタリング結果の評価に関する記載を削除すべきでないのではないかと。また、すべての緊急時モニタリング結果を公表する旨を明記すべき。

(参考)

今般の改正内容についての意見ではありませんが、原子力災害対策指針の内容について以下のような意見がありました。

- 安定ヨウ素剤の配布・服用について、誰が、どのように配布するのか具体的な手順を明らかにすること。

(考え方)

安定ヨウ素剤の配布・服用に関する基本的考え方は既に現行の指針に記載されており、また、地方公共団体における具体的運用の参考となるよう解説書も策定・公表しています。

- OILの設定の考え方やOILに基づく防護措置の内容について具体的に明らかにすること。

(考え方)

OILの設定の考え方やOILに基づく防護措置の内容については、原子力災害事前対策等に関する検討チームで検討され、その検討経過及び資料は全て原子力規制委員会のウェブサイトで公開されています。

- 防護措置としての屋内退避の有効性について更に検証すること。

(考え方)

原子力規制委員会としては、今後も引き続き、最新の技術的知見や国際動向等を踏まえ、ご指摘の屋内退避の有効性を含む原子力災害対策の更なる充実・強化及び実効性の向上に資する取り組みを進めてまいります。

- 原子力施設の緊急事態時においては、住民は一齐に自主的避難を実施し、渋滞等により混乱するのではないか。

(考え方)

既に現行の指針に規定しているとおり、原子力災害事前対策として、住民等が国の原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の指示に従って混乱なく行動をできるように、平時から原子力災害対策重点区域内の住民等に対して原子力災害発生時における防災対策の内容等の情報提供を行っておく必要があります。放射性物質が飛来しているときに避難を行うと、却って被ばくの影響を受けるおそれもあることから、原子力施設の状態に関する情報を適時かつ正確に伝えるよう努めます。

- 災害時に支援が必要となる者に対しては、優先的に避難等の防護措置を実施してもらうこと。

(考え方)

現行の指針において、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当などについて配慮すること、早期の避難が困難な住民等が一時的に退避できる施設となるよう、避難所として活用可能な施設等に気密性の向上等の放射線防護対策を講じておく必要があるとしています。

- 福島第一原子力発電所事故時の対応では、モニタリングポストの欠測により、データが得られなかったことから、このようなこと起きないように対策をとるべき。

(考え方)

モニタリングポストについては、自然災害を想定し機能不全に陥らないような対策や複合災害も想定して代替策等の対策を講じる必要があること等について、既に原子力災害対策指針の補足参考資料で示しています。

- 平成26年3月1日一部改正とあるが、その内容は何か。

(考え方)

平成26年3月1日に独立行政法人原子力安全基盤機構が廃止されたことに伴う一部改正を行ったものです。

- 原子力事業者が、住民避難等の円滑な実施についても一定の責務を有することを明記すること。

(考え方)

指針の内容如何にかかわらず、原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法第3条において「原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する」旨が規定されています。また、同法第6条において、「国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない」旨が規定されています。なお、原子力事業者による協力の内容や役割等については、原子力事業者も参加する地方原子力防災協議会の取り組み等を通じて、各地域の実情等に応じて具体的に検討されます。

安定ヨウ素剤の配布等について

1. これまでの経過

- ・「安定ヨウ素剤の配布・服用に関する検討委員会」における検討、意見書の提出（平成 26 年 10 月 16 日）
- ・原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談窓口の設置（平成 27 年 3 月 2 日）
- ・「島根県安定ヨウ素剤配布計画」の策定（平成 27 年 3 月 31 日）

2. 事前配布の状況

- ・平成 27 年 6 月より P A Z 地域住民への事前配布を開始し、平成 27 年 9 月 30 日現在、11 会場で計 21 回の説明会を開催済み。

説明会への案内者数	配布者数	配布率
10,361 人 (6,829 人)	4,653 人 (4,653 人)	44.9% (68.1%)

※（ ）は説明会開催地区における数

3. 備蓄の状況

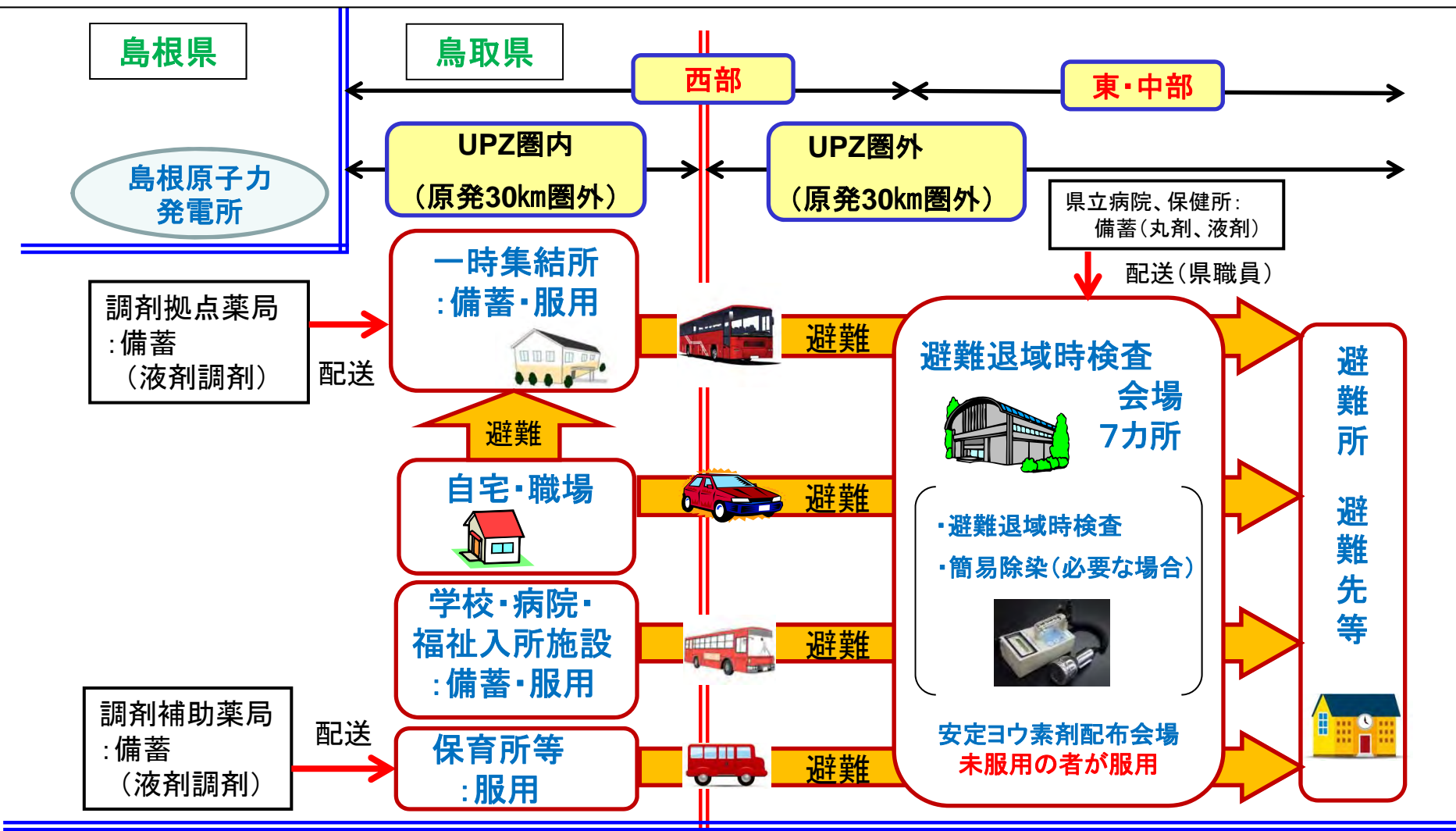
- ・平成 27 年 3 月に P A Z 及び U P Z 対象人口の 3 回分の数量の備蓄を完了。

(錠剤) (単位：丸)			(散剤) (単位：g)		
島根県	オフサイトセンター	224,800	島根県	オフサイトセンター	1,000
	県立中央病院	123,100	松江市	松江市立病院	1,500
松江市	松江市役所・支所	905,000		松江保健所	1,500
	松江市立病院	51,000		松江市内特別支援学校	100
	松江市内学校 ※	17,100	出雲市	出雲市立総合医療センター	1,000
出雲市	出雲市役所・支所	562,000		出雲保健所	1,000
安来市	安来市役所	167,000	安来市	安来市立病院	1,000
雲南市	雲南市役所	154,000	雲南市	雲南市立病院	500
	合 計	2,204,000		雲南保健所	500
※島根原発から 10km 圏内の小・中・高・特別支援学校				合 計	8,100

4. 今後の予定

- ・ P A Z 地域（島根、古江、生馬地区）住民への事前配布を順次実施。（年内に全地区実施予定）
- ・ P A Z 地域事業所勤務者、及び U P Z 地域住民等のうち何等かの事情により事前配布を希望する者に対する配布に向けた準備。
- ・ 保育園・幼稚園及び 10 km 圏外の学校、病院、社会福祉施設等への備蓄。
- ・ 各市における緊急配布の体制整備（分散配備を含む）。

「安定ヨウ素剤の服用体制」



- ・ 米子市(UPZ圏内)・境港市の各一時集結所(公立学校、公民館等)に、住民用の安定ヨウ素剤を備蓄。
- ・ 学校(住民分のほか児童・生徒分)、福祉入所施設、病院、調剤拠点薬局等、各保健所(避難退域時検査会場分等)にもそれぞれ備蓄。
- ・ 幼児・児童・生徒の保育所・学校からの避難(平日の昼間)について、**基本は、保護者の引取り及び家族等と一緒に避難**である。
- ・ **服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)又は地方公共団体の指示により行う。**